

令和8年度
長岡市産学協創チャレンジ補助金

公 募 要 領

長岡市 商工部 産業イノベーション課

1 制度の概要

産学連携の促進によるイノベーションの創発と産業の活性化に向けて、大学等と連携して、新たな付加価値の創造や経営課題の解決、並びに大学等が保有する研究成果・技術等の社会実装に取り組む市内企業に対して補助金を交付します。

補助対象事業	①市内の大学等への技術相談、大学等から受ける学術指導	②市内の大学等と連携して行うデザイン研究開発、プロダクトデザイン、経営課題の解決、新たなビジネスモデルの検討、看護・医療に関する研究開発事業等	③市内の大学等からの依頼を受けて行う研究成果・技術の実用性検証事業（実証データの取得や試作品の製作等）
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業者等		
補助金額	2分の1以内（上限20万円）	2分の1以内（上限100万円）	
対象経費	相談料、指導料、謝金、費用弁償、設備等購入費、設備等借上料、原材料費、外注・委託費、通信運搬費、消耗品費、人件費、旅費		

※補助対象経費の詳細は、別紙「補助対象経費の適用範囲及び算定方法」をご覧ください。

※以下の業種等に該当する事業は、補助対象外とします。

補助対象外業種
(1) 娯楽業のうち風俗関連営業
(2) 競輪、競馬等の競走場及び競技団
(3) パチンコホール
(4) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場
(5) 芸ぎ業及び芸ぎ周旋業
(6) 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪、競馬等予想業
(7) 集金業・取立業（公共料金及びこれに準ずるものに関するものを除く。）
(8) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの
(9) 易断所、観相業及び相場案内業
(10) 学校（学校法人が経営するもの）
(11) 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体
(12) LLP（有限責任事業組合）
(13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業
(14) 前各号に掲げる業種のほか、市長が補助金の交付に当たり公序良俗に反する営業等不適当と認める種類の営業

2 各種用語の定義

(1) 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。ただし、資本金等又は役員構成において大企業と一定基準の関係ある中小企業は大企業とみなし、中小企業者に含みません。詳しくはお問合せください。

(2) 中小企業者等

(1)中小企業者のほか、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいいます。

(3) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校を言います。

3 補助対象期間

交付決定日から事業が完了する日（最長で令和9年2月28日）までが対象となります。ただし、交付決定日以前に事業に着手する必要がある場合は、交付申請日からとします。

4 提出書類

提出書類
① 交付申請書（様式1）
② 事業計画書（様式2）（※1）
③ 収支計画書（様式3）
④ 株主等一覧表（様式4）
⑤ 決算状況（直近2期）（様式5）
⑥ その他補足資料（補助対象事業の概略図や説明図等）

（※1）補助対象事業①市内の大学等への技術相談、大学等から受ける学術指導では提出不要です。

5 申請方法

(1) 受付期間

令和8年4月1日（水）から随時受付

※予算に達し次第終了

※前述のとおり令和9年2月28日（日）までに事業が完了する必要があります。

(2) 提出方法

補助金交付申請書等の必要書類を提出してください。

※書類に不備がある場合、申請を受け付けられない場合があります。

6 採択までの流れ

(1) 事前相談 ※補助対象事業②③のみ

申請前に、事前相談申込書（様式12）を長岡市商工部産業イノベーション課へ提出してください。

(2) 受付

必要に応じて事業計画の内容をヒアリングします。

※土日祝日及び年末年始等の閉庁日・開庁時間（8：30～17：15）外は受付できません。

※予算上限に達した時点で募集を終了します。その際は、長岡市ホームページ上でお知らせします。

(3) 交付・不交付の決定

有識者による審査を行います。なお、審査方法（審査会でのプレゼンテーション、書類審査等）については、別途お知らせします。

一定の評価点を越えた場合を合格とし、合格者の補助額が予算枠を超えた場合は、評価点の高いものから採択します。

7 交付決定後の流れ

(1) 交付決定となった事業の公表

交付決定となった場合、補助事業名（テーマ名）・補助事業者名・所在地・連絡先・大学等との連携内容等を市のホームページ等で公表します。

(2) 補助金の支払い ※補助対象事業③のみ

補助事業者の事業費執行計画に基づき、補助金の交付決定後、概算での支払いが可能です。概算払の場合は、実績報告に基づき額を確定し、精算していただきます。

(3) 中間報告書の提出及び現地調査

必要に応じて、補助事業者から事業の進捗状況について中間報告をしていただき、市は、これに基づき現地調査及びヒアリングを実施する場合があります。

(4) 実績報告書の提出

補助事業の完了後、補助事業者は速やかに実績報告書を提出してください。

提出書類	提出期限
① 実績報告書（様式6） ② 補助事業の成果（様式7）（※1） ③ 収支決算書（様式8） ④ 経費執行証拠書類（請求書、領収書等の写し）及び経費執行書類明細表（様式9）（※2） ⑤ 人件費集計表及び作業日報（様式10）（※1）（※3） ⑥ 出張報告書（様式11）（※1）（※4） ⑦ その他参考資料（成果品写真、概要図等）	令和9年 3月2日 (火)

(※1) 補助対象事業①市内の大学等への技術相談、大学等から受ける学術指導では提出不要です。

(※2) 経費執行証拠書類は、経費別に分け、収支決算書との対応がわかるように経費執行書類明細表を作成してください。（所定の書式の他、任意の書式でも可）

(※3) 補助対象経費に人件費を計上する場合に必要です。人件費は、試作開発等に直接従事する者の人件費を対象とします。人件費は、「**作業時間**×**時間単価**」により算出してください。

作業時間は、作業者・作業内容・作業日・作業時間が明確にわかる「作業日報」により確定します。**時間単価**は、作業に携わった方の年収や月収（年間や月間の支給実績額の合計）をもとに、所定の労働時間で除して算出した額としてください。年収（賞与を含む）や月収の算定に含む金額は、主に、健康保険の報酬月額算定に準ずるものとします。

なお、補助事業に直接従事するために新たに雇用する場合、雇用保険被保険者証の写しなど、確認できる書類を提出ください。

(※4) 補助対象経費に旅費を計上する場合、行き先や目的など出張の内容がわかるよう、出張報告書(所定の書式の他、任意の書式でも可)を添付してください。

(5) 補助金の精算

市は、提出された実績報告書及び経費執行証拠書類等を確認し、補助事業が適正と認められた場合に、補助金額を確定し、補助事業者に通知します。

8 注意事項等

- ・補助対象期間中に支払った事業費のみを補助対象経費とします。
- ・補助事業により開発した成果品及び導入した物品は、補助事業終了後の5年間、出荷及び売却等をしてください。(※補助事業を経て製品化に至った製品のことはありません。)
- ・補助事業終了後の5年間、各年における補助事業成果の事業化状況等に関する調査への協力のほか、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を保存してください。
- ・市が行う補助事業成果の広報(例：ホームページ、パンフレットを作成する際の資料の提供等)に協力してください。

9 その他

- ・交付申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。
- ・本補助金の申請にあたっては、本公募要領のほか、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市産学協創チャレンジ補助金交付要綱」をご確認ください(長岡市ホームページでご覧いただけます)。

<問い合わせ先・申請書の提出先>

長岡市商工部産業イノベーション課産業イノベーション担当

〒940-0062 長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト

長岡市役所大手通庁舎 6階

TEL : 0258-39-2402 / FAX : 0258-36-7385

Eメール : sangyou-seisaku@city.nagaoka.lg.jp

URL : <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/> [長岡市ホームページ]

まずは、お気軽にご相談ください！

【別紙】 補助対象経費の適用範囲及び算定方法

補助対象経費	適用範囲及び算定方法
相談料、指導料	大学等への技術相談、大学等から受ける学術指導への対価として支払われる経費
謝金	専門的知識を有する者に専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
費用弁償	技術指導等を行うための旅費として依頼した専門家に支払われる経費
設備等購入費	事業において必要となる機械装置等の購入経費。この場合において、その額は、購入価額を法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）で除した額のうち、補助対象期間分に相当する額とする。
設備等借上料	機械装置等のリース料又はレンタル料として支払われる経費。ただし、借用期間が事業期間を超える場合は、補助事業期間分に相当する額とする。
原材料費	補助事業を遂行するために直接必要な原材料費
外注・委託費	機械装置、工具器具部品等の設計・製造、新商品・サービスの開発等の外注及び補助事業に必要な調査、分析等を委託するために必要な経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
消耗品費	消耗品を購入するために支払われる経費、図書・参考文献・資料等を購入するために支払われる経費及び資料等の印刷費として支払われる経費
人件費	補助事業に直接従事するために新たに雇用する従業員（パート又はアルバイトを含む。）の給与、賞与、諸手当（残業手当を除く。）及び賃金として支払われる経費
旅費	情報収集等のための旅費として支払われる経費（組織の旅費支給規定に準じて算出した額とする。）。ただし、補助対象経費（旅費を除く。）の合計額に10分の1を乗じて得た額と25万円とのいずれか低い額を上限とする。

<補助対象外の経費例>

- 消費税及び地方消費税相当額
- 銀行等への口座振込手数料
- 新規事業所賃借にかかる保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 既存事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、^{しゃべり}奢侈、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用

- 通常の生産活動のための設備投資の費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 各種保険料（旅費に係る航空保険料を除く。）
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 補助金計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用

<その他の補助対象経費に関する注意事項>

- 原材料も含めた外注において、主となる費用が原材料の場合は、原材料費に計上してください。
- 原材料において、事業期間中に購入した在庫品を使用する場合は、使用量による按分で算出した額を対象とします。
- 補助対象事業について、グループ企業に対して支払う経費（外注費、原材料費など）は、補助対象外となる場合があります。やむを得ず、グループ企業に対して支払う経費がある場合は、補助金申請時に、事業計画書の「実施体制 / 事業の役割分担」の欄に支払い予定先を記載の上、下記のいずれかを添付ください。
 - ① 適正価格であることの証明のため、グループ企業の外、2社以上の見積書
 - ② 特別な事情がある場合は、その理由書（様式任意）